

# 木更津市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式及び

## 令和8年度 第1回木更津市子ども・子育て会議

### 議事録

日時：令和8年6月30日（火）午前10時00分～午前11時00分

場所：木更津市役所朝日庁舎 会議室2-6、2-7

#### 次第

木更津市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式

##### 1 委嘱状交付

令和8年度 第1回 木更津市子ども・子育て会議

##### 1 開会

（1） こども未来部長挨拶

##### 2 議題

（1）（議題）こども誰でも通園制度について

（2）（報告）「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」の令和7年度進捗について

##### 3 その他

（1）認定こども園高柳幼稚園の施設整備について

##### 4 閉会

【議事内容】

## 木更津市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式

### 1. 委嘱状交付

---

事務局

○ 令和8年度の人事異動等により、会議委員の変更が生じていますことから、只今より新規委員の委嘱状交付式を執り行います。

委嘱状交付者（3名）

## 令和8年度 第1回 木更津市子ども・子育て会議

### 1. 開会

---

事務局

○ ただいまから、令和8年度第1回木更津市子ども・子育て会議を開会いたします。

#### （1）こども未来部長挨拶

---

草刈部長挨拶

○ 本日は、お忙しい中、「令和8年度 第1回こども・子育て会議」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より本市の子ども・子育て施策の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は新たに子ども・子育て会議委員をお引き受けいただいた方もいらっしゃいますことから、はじめに本会議の概要についてご説明申し上げます。

本会議は、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理に加え、こども基本法に基づく「こども計画」をはじめとする本市の子育て支援施策全般につき、保護者の方をはじめとする子育て当事者その他関係者の皆さまから広くご意見を賜り、本市における子ども及び子育て家庭を取り巻く状況を的確に踏まえた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として設置されたものでございます。

また、本市における子ども及び子育て家庭の実情を的確に把握し、それを踏まえた施策を着実に推進していくためには、委員の皆さまそれぞれのお立場からのご意見が大変重要であると考えております。

本日は、第 3 期木更津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等につきましてご確認いただくとともに、今後の施策の方向性についてご審議をお願いするものでございます。

あわせて、子ども・子育て支援法に基づく給付対象施設・事業であります、乳児等通園支援事業に係る事業所の認可につきましても、ご審議をお願い申し上げます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、慎重審議のほど、切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議題

### 事務局

○ 附属機関設置条例第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、柴田会長よろしくお願いいたします。

### 柴田会長

○ 本審議会が『木更津市審議会等の公開に関する条例（平成14年6月26日条例第21号）』における『審議会』にあたることから、同条例第3条の規定により、原則公開となります。

また、会議録については、同条例第9条の規定により、個人情報等の不開示情報に留意して、公表することといたします。なお、会議録の調整方法につきましては、要点記録とし、発言に係る委員名は記載する取り扱いといたします。

### 議題（１）こども誰でも通園制度について

#### 柴田会長

○ 議題（１）について、担当課から説明願います。

### こども保育課

○ 【資料（１）：こども誰でも通園制度について】

【当日資料１：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準への適合の確認結果】

【当日資料２：乳児等通園支援給付に係る事業所一覧】

議題（１） こども誰でも通園制度について ご説明いたします。

本会議には、本日新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、制度の概要からご説明させていただきます。

この制度は、すべての子どもが良質な成育環境を得られるようにすること、また、保護者の就労の有無にかかわらず支援を受けられるようにすることを目的とした新しい給付制度です。特に、0歳から2歳の約6割が未就園であり、家庭の孤立や育児不安が課題となっている現状を踏まえ、未就園児を支える新しい仕組みとして、今年度から全国の自治体で開始されました。家庭だけでは得ることのできない様々な経験や、同年代の子どもとの関わりを通じて子どもの健やかな育ちを支援することが主な目的です。

また、保護者にとっても、既存事業の「一時預かり」とは異なり、「預ける理由」がなくても利用できるため、保育士等の専門職と関わることで、育児相談や見守りを受けることができ、孤立感や不安感の軽減につながります。あわせて、一定時間子どもと離れて過ごすことで、保護者の育児負担の軽減も期待されています。

制度の概要につきましては、資料にお示しのとおりでございます。こども誰でも通園制度は通称であり、正式な事業名称は「乳児等通園支援事業」といいます。この事業を市町村以外の事業者が実施しようとするときは、あらかじめ市町村の認可を受ける必要があります。

また、認可を受けた事業者は、各事業所の利用定員を定めた上で、市町村から給付を受けるための確認を受けなければなりません。

現在、市内では、公立1か所、私立4か所の計5事業所が事業を実施しております。このたび、令和8年度途中からの事業開始を希望する事業者について募集し、令和8年4月27日から令和8年5月22日まで、認可に係る事前協議の受付を行いました。

事前協議受付期限までに、一覧表にお示しのとおり、幼稚園型認定こども園の高柳幼稚園と、幼保連携型認定こども園の八幡台幼稚園の、計2事業所から認可に係る事前協議申請がありました。審査の結果、2事業所とも乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に適合していると認められることから、認可を行う予定としております。

基準省令への適合の審査結果につきましては、本日配布いたしました【当日資料1：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準への適合の確認結果】をご覧ください。

今回認可を予定している2事業所の追加により、事業全体の提供量は、計画上の利用定員換算で1.4人分増加する見込みです。第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業の確保量には依然として足りていない状況です。引き続き、提供体制の確保のため、制度周知を図るほか、事業者への支援を進めてまいります。

今回、認可及び確認を行う対象施設につきましては、本日配布しております【当日資料2：乳児等通園支援給付に係る事業所一覧をご覧ください。

これらの事業所に対する「認可」及び「確認」を市が行うにあたり、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法 第54条の2第3項の規定に基づき、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴くこととされております。そのため、本日、委員の皆様のご意見をお伺いします。

こども誰でも通園制度についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### 柴田会長

○ ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか。

#### 白石委員

○ 利用者に話を聞くと、制度の開始時は希望通りの予約を取ることができたが、最近は取りにくくなっているという声が多いです。これは実際に利用される方が増えているということでしょうか。

#### こども保育課

○ 委員のご予想のとおり、認定者数が毎月増加している状況で、特に1歳児の需要が多く、現在予約が取りづらいといった状況になっております。

#### 白石委員

○ 現状、先着順となっており、情報を入手するのが早く、素早く動ける保護者の方が予約できることが多いと思います。予約できた方の中には本制度を利用する緊急度の高くない方もいらっしゃる、本当に困っていても使えない方もいる。より公平に使用できる制度となるように、予約方法を検討いただく予定はありますでしょうか。

#### こども保育課

○ 本制度の予約等の運用にあたっては、こども家庭庁の開発した「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用しております。システム上、予約については事業所が設定した予約枠に対して先着順となっております。

木更津市の公立保育園1か所でも運用を行っていますが、委員のご指摘について担当課としても課題として捉えております。例として、制度希望日の前月の1日としております予約時期及び予約枠を、以前の月に漏れてしまっており予約できなかった保護者が再度

申込できるように、月の中旬に一部を分けて設定してはどうか、などの意見が出ております。

本制度は開始されて3カ月と新しいものであることから、各課題については、現場の保育士の方や、民間の保育園等の意見をお聞きしながら試行錯誤を行い、制度を推進していきたいと考えます。

柴田会長

○ 他にご意見、ご質問ございますか。

堀口委員

○ 今回新たに手上げを頂いた事業所が2か所あるということで、非常によかったと思います。一方で、先の意見にも関連しますが、生後6カ月以降のお子さんについて、わたくしどもも1園で本事業を行っておりますが、現状として、予約をしようにもそもそも使える枠が足りていないというのが課題であるように思います。

それぞれの保育園に事情等はあるかと思いますが、ぜひこちらを推進していくため、働きかけをしていただければと思います。

こども保育課

○ ご指摘の件について、新たに始める事業所の方だけでなく、既に事業を開始いただいている事業所の方にも安定して提供量を確保していくために働きかけを進めてまいります。

柴田会長

○ 他にご意見、ご質問ございますか。

無いようであれば、提示された議題2に移らせていただきます。

議題（2）「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」の令和7年度進捗について

柴田会長

○ 議題（2）について、事務局から説明願います。

事務局

○【資料（２）：「第３期子ども・子育て支援事業計画」の令和７年度進捗について】  
議題（２）「第３期子ども・子育て支援事業計画」の令和７年度進捗について説明させていただきます。

報告に先立ちまして、今回、新任となりました委員の方もおりますことから、改めて「第３期木更津市子ども・子育て支援事業計画」について、簡単にご説明いたします。

本計画は、「子ども・子育て基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定される、木更津市における教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関する計画です。

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援における需給計画として、事業における「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

５年間で１期の計画期間として、現在第３期、令和７年度が１年目となります。

お手元にあります、資料２ 「第３期 木更津市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理シート」をご覧ください。

シートの見方について、簡単に説明いたします。第３期子ども・子育て支援事業計画に推進につきましては、計画の基本理念に沿って、「基本目標１充実した幼児期の教育・保育の提供」から「基本目標６子ども・家庭の状況に応じた支援の充実」までの６つの基本目標を設定しております。また、目標ごとに、（１）～最大（６）までの施策を位置づけ、それぞれに取り組む項目を組み込んでおります。

シート上部に見出しとして、各列に記載している内容の説明がございます。各行にはその施策における各内容が記載されております。なお、今回は第３期計画の最初の年度となることから令和７年度の実績のみとなっておりますが、次年度以降、こちらに８年度、９年度と実績が追加されていくことになります。

それでは、令和７年度の実績結果について、いくつか紹介させていただきます。計画に記載されている、施策項目数は合計１０５事業ありますが時間の制約等がございますことから、本議題では第３期計画で新規に位置づけられた施策から異なる基本目標ごとに３つほど取り上げて、報告させていただきます。

４ページ目をご確認ください。基本目標２地域子ども・子育て支援事業の推進  
施策（２）相談支援の充実 事業番号⑥親子関係形成支援事業 につきまして、

令和７年度の実績内容は、心理職による個別でのペアレントトレーニングや、子育て支援センターでのペアレントトレーニングに準ずる子育て講座を２回開催しま

した。また、千葉県が主催するワークショップに参加をし、他市の取り組み状況や講師の話を聞き、本事業に関する知識を深めました。となります。

続きまして、7ページをおめくりください。基本目標4親と子の健康の確保及び増進施策（1）母子の健康づくりの推進 事業番号⑤産婦健康診査事業 につきまして、

令和7年度の実組内容は、産後2週間、産後1か月の産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、産後うつ等の早期発見・支援を行いました。受診率は85.6%となり、医療機関と連携を密にし、支援が必要な妊婦について早期に把握できるよう電話での情報提供を依頼し、早期把握、早期支援に努めました。となります。

続きまして、11ページをおめくりください。基本目標5子育てを支援する生活環境の整備 施策（4）子育てしやすい安心・安全な環境の充実 事業番号③あんしん歩行エリア交通安全対策事業 につきまして、

令和7年度の実組内容は、通学路等において、路肩を緑色で明示することにより歩行者の通行空間を視覚的に確保し、歩行者が安心して通行できる安全な道路環境の整備として、グリーンライン2,473mを実施しました。となります。

以上、令和7年度の実組の実績について、掻い摘んでの説明をさせていただきました。詳細については、改めて後ほど資料のご確認をいただければと思います。「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」の令和7年度の進捗についての報告は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 柴田会長

○ ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか。

無いようであれば、その他案件に移ります。

#### その他（1）認定こども園高柳幼稚園の施設整備について

#### 柴田会長

○ その他議題について、担当課から説明願います。

#### こども保育課

○ 【当日資料3：令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート】

その他（1）「認定こども園高柳幼稚園の施設整備について」ご説明させていただきます。



【当日資料３：令和８年度就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート】をご覧ください。保育施設等の整備にあたっては、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、施設の創設や改修にかかる整備費用の一部補助を行っているところです。

今回この様式を用いて子ども・子育て会議の皆様には施設整備計画をお諮りする理由ですが、こども家庭庁から発出された「令和８年度における就学前教育・保育施設整備交付金に係る協議等について」において、将来における保育需要の把握が十分であるか、また、その需要に基づいた整備計画となっているか等を確認する観点から、本様式（いわゆるエントリーシート）を作成し、子ども・子育て会議へ諮るよう示されているためです。

高柳幼稚園は、昭和５０年に開園し、令和３年に現在の幼稚園型認定こども園へ移行しました。今回の施設整備は、築５０年の経過に伴う老朽化に対応するため、廊下やベランダ、保育室の改修に加え、空調設備や電気設備等の更新を行うものです。また、増築により調理室を設置することで、現在実施している搬入給食から、自園調理が可能となります。

施設整備後は、本市における１・２歳児の保育需要の高まりを踏まえ、保育認定（２号・３号認定）の利用定員を、現在の３０人から３９人へ拡大する予定です。具体的には、１歳児の定員を新たに６人増員するとともに、２歳児から４歳児までの各クラスについても、定員を７人から８人へ増加する予定です。また、１号認定（教育認定）の利用定員につきましても、１５０人から１６１人へ増加する予定です。

高柳幼稚園の施設整備に関する説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### 柴田会長

○ ありがとうございました。ご意見ご質問ございますか。

#### 堀口委員

○ 一点、今回１号認定の定員について、３歳児以上の枠を減らして代わりに１・２歳児の枠の受け入れを増やすものと理解してるのですが、この－３５人となる３歳児以上の枠における需要については、どのような受け止めをしていますでしょうか。

#### こども保育課

○ 委員のおっしゃる通り、国の示すエントリーシート様式上では、認可定員の項において１号の３歳児以上の利用定員が－３５人という見え方をしますが、現在の１号認定の利用定員は１５０人となっているところ、変更後は１６１人に増やします。受入れを

行っていない人数分を、適正な利用定員に修正をする。また、現在の利用定員よりも増加させる。という、木更津の教育・保育のニーズに沿って計画を行うものです。

堀口委員

○ ありがとうございます。認可定員と利用定員といった区分について、委員の方にはもしかしたらご存知ない方もいらっしゃるかと思い確認させていただきました。

柴田会長

○ その他、何かございますか。

事務局

○ はい、こちらの整備計画につきましては、委員の皆様にご承認をいただけますようお願いいたします。

柴田会長

○ では、この計画につきまして、何か異議等があるという方はいらっしゃいますか。

(異議なし)

異議無いようですので、本計画を承認いたします。

柴田会長

○ その他ご質問ご意見ございますか。

なければ、その他事務局より連絡はありますか。

事務局

○ 事務局より一点、ご連絡がございます。

当日資料にて皆様に配布させていただきましたとおり、「木更津市こども計画」の冊子が完成いたしました。

昨年度委員の皆様にご審議・ご協力をいただきましたことで、今年3月に本編と概要版、わかりやすいまとめ版と、3冊を作成することができました。ぜひお持ち帰りになった後で改めてご一読いただければと存じます。

事務局からは以上です。

柴田会長

○以上で令和8年度第1回木更津市子ども・子育て会議を終了いたします。

(閉会)